

西 尾 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 日 時	令和6年7月10日（水） 午前10時00分		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前10時40分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	石崎光子 平岡将暢 武内基亘 藤井遼太郎		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、教育部次長兼教育庶務課長 渡辺登志雄、学校教育課長 藤井健一、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 榑原英一郎、生涯学習課長兼生涯学習センター（仮称）整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、図書館館長 齋藤俊幸、交流共創部長 石川孝次、観光文化振興課長 木下奈美、スポーツ振興課長 高須清和、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 都築佐知子		
議 題	1 会議録署名委員の指名について 2 前回会議録の承認について 3 報告事項 （1）教育長報告 （2）教育部長報告 4 議案審議 議案第25号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について【スポーツ振興課】 5 その他 （1）愛知県立西尾高等学校併設中学校（仮称）への給食の提供について【教育庶務課】 （2）学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針等の一部改正について【教育庶務課】 （3）教職員の業務改善について【学校教育課】 （4）令和6年度西尾市中学生の主張大会の開催について【生涯学習課】 （5）令和7年西尾市二十歳の集いの開催について【生涯学習課】 （6）一色地域文化広場及び資料館の指定管理業務の外部モニタリング結果について【生涯学習課】 （7）西尾市資料館企画展「西尾城跡―発掘調査40年のあゆみ―」について【文化財課】 添付書類 教育委員会名義使用15件		

会 議 の 顛 末

教育長	開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
教育長	それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。
	1 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、石崎委員、武内委員 を指名します。
	2 前回会議録の承認
教育長	前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。
	3 報告事項
教育長	(1) 教育長報告 夏の市内大会が終盤に差しかかっています。大雨の影響や熱中症警戒アラートの発令によって、延期や中断を余儀なくされた競技もありましたが、西三河大会には間に合うように調整してあります。先週の土曜日、鶴城中学校で行われたサッカーでは、夕刻、にわかに嵐のような豪雨に見舞われました。突風によりテントは捻じり上げられるように煽られました。その勢いでアルミの支柱は中ほどから折れ、テントはひっくり返ってしまいました。幸いにも、天候の急変を察知した競技部長(杉浦校長)が、急遽、参加者全員を校舎内に収容していたため、人的な被害は免れました。リーダーの的確な判断力が奏功した場面となりました。 本日は二点報告いたします。 一点目は、学校教育の信頼感についてです。 教育は信用商売であると言われる。子どもたちや保護者、地域に信頼されていなければ、教育の成果は得られません。また、そのためには、教職員相互の信頼感や、学校・教育委員会などの組織の信頼感も不可欠です。信頼感を高めるのは、先生方の毎日の地道な教育活動の積み重ねであり、それは小さな数の足し算の継続のようなものです。一方、信頼感を損ねるのは、たった一回の、千分の一人の信用失墜行為であり、それはともすると小数点以下のかけ算になってしまいます。 この度の不祥事は、あまりに遺憾な、本市学校教育の信頼感を揺らがせるものです。教職員の服務監督責任を有する教育委員会としては、このことを肝に銘じ、子どもたちや保護者、地域の信頼回復に向けて粉骨砕身努めていかなくってはなりません。今後、これまで以上の熱意と覚悟をもって、本市の学校教育を高めるべく、校長会との緊密な連携のもと、教育行政に邁進していきたいと思います。 二点目は、コロナ禍についてです。 年度前半の学校訪問が終わりました。いずれの学校も落ち着いた雰囲気の中で、子どもたちの元気な姿が見られました。その中で、一つ気がかりなことがありました。コロナが 5 類に変更されて一年余、一般社会では日常生活が戻ってきているようですが、残念なことに学校では、未だコロナ禍を抜け出せないでいる状況が残っ

	てしまっています。三密回避は教育活動の大きな妨げとなりましたが、そのダメージからの脱却に苦勞しています。学校行事の盛り上がりや、和やかな給食は取り戻すことができました。しかし、授業中の発言や話し合いによる追究活動等は、なかなか以前のレベルに追いついてきません。これは、三年間近く一斉講義式の授業だけをせざるを得なかったことに起因しています。また、マスクによって表情が見えづらく、心情の機微が伝わりにくいため、子ども同士の広く円滑なコミュニケーションが抑制され、ひいては子ども集団内の安心感を低下させていることも考えられます。 マスクについては、国の通知で着脱を強いてはならない旨が知らされており、それが学校での指導を躊躇させている側面があります。しかし、体育の時は、熱中症予防という理由で、原則全員に外させています。さらに給食時では、とくだんの指導をしなくても、子どもたちはマスクを外して話しながら食べているのです。にもかかわらず、その他の場面でマスクをつけた生徒が多いのはどういうことでしょうか。ある中学校で実施したアンケートによれば、マスクを着けている生徒のうち、8割以上の生徒がマスクを外したいと思っているにもかかわらず、「周りのみんなが着けているから外せない」と困惑していることが分かりました。今、学校において、これが指導し切れず、乗り超えられないでいることは、大きな問題です。子どもたちが安易で弱気な態度へ流されるこの風潮は、不登校の増加にも影を落としていと考えられます。子どもたちの適切な判断力や辛くても頑張っていこうとする姿勢を弱めてしまったことこそが、最大のコロナ禍であると捉えることもできます。この点については、今後、校長会にも問題提起して取り組んでいきたいと思ひます。
教育長	続きまして（2）教育部長報告をお願いします。
教育部長	（2）教育部長報告 私から2点ご報告させていただきます。 1点目は、議会人事についてです。 6月25日の6月議会最終日に議会人事が行われました。お手元の「西尾市議会常任委員会委員等名簿」をご覧ください。 第60代議長に永山英人議員、第66代副議長に青山繁議員が選任されました。そして、教育委員会が関係する常任委員会の文教交流委員会は、7名の議員で構成され、委員長に中村眞一議員、副委員長に小林孝幸議員が選任されました。 新たなメンバーになりましても引き続き、教育委員会の各種施策についてご理解いただくよう丁寧な対応をしまひります。 2点目は、西尾市議会7月臨時会についてです。 来週の火曜日7月16日にも臨時会が開催されます。 内容は、総合体育館のメインアリーナ天井等改修工事費に係る補正予算であります。これらの工事については、予定価格の基になる設計金額が昨今の著しい工事価格の上昇が反映できてなかったことなどを主な要因として、入札参加予定者が辞退したことにより6月に予定していた入札が不成立となりました。 そのため、改めて設計を見直し8月に再度入札を実施する予定で、設計を見直したことで追加の予算が必要となることを見込まれるため補正予算をお願いするものです。 私からは以上です。

教育長	日程３を終わります。 日程４、議案審議を議題とします。 「議案第２５号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長	ただいま議題となりました、「議案第２５号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明を申し上げます。 資料１ページをご覧ください。 提案理由は、委員の定数変更と部会の設置にあたり、規則を改正する必要性が生じたためでございます。 資料２ページが、改正の公布文（案）になります。 改正する内容は２点あり、１点目は委員数について改正前は１０人以内であったものを２０人以内とするものです。２点目は委員会が調査のため必要があると認めるときは、部会を設けることができる、という規定を追加するものです。 改正の目的ですが、委員数の変更については、屋内温水プールの整備にあたり、意見の聴取が必要になった分野の委員を追加するため、規則改正後に追加を予定している委員は、西尾市ＰＴＡ連絡協議会会長、矢田小学校教頭、西尾市が設置する政策専門委員、経営改革専門委員、関係部局の代表として副市長の５名でございます。 また、部会については、機能の導入や、整備を進めるうえで法令により必要となる手続きや、財源の確保など、施設の整備が円滑に進むよう設置することができるよう設置するものです。 以上、議案第２５号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第２５号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	日程４を終わります。 日程５、その他を議題とします。（１）「愛知県立西尾高等学校併設中学校（仮称）への給食の提供について」、説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題（１）「愛知県立西尾高等学校併設中学校（仮称）への給食の提供について」、ご説明申し上げます。 差し替えをお願いしましたその他議題（１）資料、３ページをご覧ください。 「１ 内容」につきましては、令和８年４月１日に愛知県立西尾高等学校敷地内に開校する中高一貫校「愛知県立西尾高等学校併設中学校（仮称）」に西尾市学校給食センターから給食を提供するものでございます。 なお、給食の提供に必要な費用については、愛知県が負担いたします。 「２ 提供食数」は表のとおりで、開校１年目の令和８年度は１学年２クラス分の生徒と教職員分で９５食程度、開校２年目の令和９年度は２学年分の生徒と教職

	員分で１８０食程度、令和１０年度以降は３学年分の生徒と教職員分で２６５食程度を提供する予定です。 「３ 愛知県の負担額」は、「愛知県立にしお特別支援学校」と同様の算出方法とする予定で、【参考】として示しました表のとおり、「給食食材料費」及び「給食提供に要する費用」を愛知県が負担いたします。 以上、その他議題（１）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	給食食材料費の算出方法で、「３１０円＋公費負担額相当分」とあります。３１０円は中学校の給食費相当額だと思いますが、今後３１０円が見直され、給食費が上がった場合には、県の負担額も自動的に上がるということですか。
教育部次長	覚書などの取り交わし方法によりますが、自動的に上がるかどうかはこの場ではお答えできません。ただし、給食費が上がった場合には、その分も県に負担していただきます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、（２）「学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針等の一部改正について」、説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題（２）「学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針等の一部改正について」、ご説明申し上げます。 別綴じの、その他議題（２）資料をご覧ください。 資料１ページから３ページが「改正箇所、改正内容、改正理由」などで、４ページから８ページが「新旧対照表」でございます。 はじめに１ページの「１ 学校給食における食物アレルギー対応に関する基本方針の改正」についてご説明いたします。 （１）が「自校方式」、（２）が「学校給食センター方式」に係るもので、いずれの改正も「改正理由」にございますとおり、令和６年３月２８日に消費者庁次長通知「「食品表示基準について」の一部改正について」が発出され、「特定原材料に準ずるもの」から「まつたけ」が削除され「マカダミアナッツ」が追加されたことによるものでございます。４ページ・５ページの「新旧対照表」をご覧くださいますと、右側の改正前の「まつたけ」と左側の改正後の「マカデミアナッツ」が今回の改正箇所、いずれも赤字で表示したうえ、下線を付けております。赤字で下線のない箇所は、今回表示順序を統一するために変更する箇所でございます。 ２ページにお戻りください。 「２ 西尾市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改正」についてご説明いたします。 こちらも、（１）が「自校方式」、（２）が「学校給食センター方式」に係るもので、（１）の１つ目の改正と、（２）の１つ目から３つ目の改正は、いずれも先ほど「１」でいたしました説明と同様に「まつたけ」を削除し、「マカダミアナッツ」を追加するものでございます。 （１）の２つ目の改正と、（２）の４つ目の改正につきましては、教室での担任と本人の確認事項として、「※ 安全確保のため、無配膳対応、除去食対応、単品代替食対応、一部弁当持参、完全弁当持参のある日はすべての食べ物についておかわりは認めない。」という内容を追加するものでございます。 最後に「３ 施行日」は、令和６年８月１日といたします。

	以上、その他議題（２）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	確認ですが、「すべての食べ物についておかわりは認めない。」とは、「アレルギーのある子のおかわりは認めない。」という意味でよろしいでしょうか。
教育部次長	そのとおりでございます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、（３）「教職員の業務改善について」、説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、その他議題（３）「教職員の業務改善について」、ご説明申し上げます。資料５ページをご覧ください。 教職員の長時間労働につきましては社会問題となっており、「働き方改革」の必要性が強く叫ばれています。 西尾市教育委員会といたしましても、教職員が安心して休暇を取得することができ体制を整え、教職員の健康の保持・増進と心身の休養を図るため、令和元年度より夏季休業中に「対外的な学校業務を行わない日」を設定しております。 今年度は、８月１０日（土）から１６日（金）までの７日間となります。 その期間に、学校の固定電話に電話がかかってくることも、原則対応しないことといたします。 資料６ページをご覧ください。こちらは、保護者向けの文書であります。児童生徒の事件・事故等など、保護者が緊急で学校と連絡をとる必要がある場合は、学校教育課へ連絡してもらうよう、依頼しております。 以上、その他議題（３）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（４）「令和６年度西尾市中学生の主張大会の開催について」、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題（４）「令和６年度西尾市中学生の主張大会の開催について」、ご説明申し上げます。資料７ページをご覧ください。 「西尾市中学生の主張大会」は、昨年度まで「西尾市社会を明るくする運動西尾市青少年健全育成市民大会」として開催していましたが、大会の運営組織の一員でありました西尾保護区保護司会から令和６年度以降から運営に携わることを辞退したいとの意向を受け、令和６年度からは西尾市教育委員会の事業として名称を「西尾市中学生の主張大会」に改め開催するものであります。 １ 本大会の開催趣旨については、記載されたとおりです。 ２ 日時は、令和６年８月２０日（火）午後１時３０分から３時１０分までとなります。 ３ 会場については、一色地域交流センターのカーネーションホールです。 ４ 大会次第ですが、①開会の辞については教育委員の石崎教育長職務代理にお願いを予定しております。 ④と⑤の中学生の主張は、中学校及び義務教育学校後期課程の代表生徒の皆さん１０人が多様な意見を発表する場であります。 ⑦閉会の辞については武内教育委員にお願いを予定しております。 なお、委員の皆様にはお手元には、大会の案内文及び駐車券を配付させていただきますようよろしくお願いいたします。

	しく願ひします。 以上、その他議題（４）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	社会を明るくする運動大会は、別で開催されるということですか、それとも無くなるということですか。
生涯学習課長	今年度から合同開催ではなくなります。別で開催されるのかについては、把握しておりません。
平岡委員	主張大会の優秀者は、県大会に繋がっていたと記憶していますが、それは変わっていませんか。
生涯学習課長	変わっておりません。そのとおりでございます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、（５）「令和７年西尾市二十歳の集いの開催について」、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題（５）「令和７年西尾市二十歳の集いの開催について」、ご説明申し上げます。資料８ページをご覧ください。 １ 開催趣旨、２ 主催については記載されたとおりです。 ３ テーマ「乾杯～今日まで、そして、今日から～」は、実行委員のメンバーで話し合い決定しました。このテーマに込められた想いは記載のとおりです。 ４ 開催日時は、令和７年１月１２日（日）、今年度も３部制で行い、１部が午前１０時から鶴城・平坂地区、２部が午後０時３０分から一色・佐久島・吉良・幡豆、３部が午後３時から西尾・寺津・福地・東部となります。 なお、順番については、昨年度にローテーションの順番を決定しています。 また、式典の様子はインターネット上でライブ配信します。会場は、昨年度の総合体育館から変更し、西尾市文化会館の大ホールとなります。 ６ 内容については、市長式辞、来賓紹介、二十歳の誓い、アトラクションとなります。対象者は記載のとおりです。 なお、委員の皆様には先に開催案内を配布させていただきましたが、当日の出欠につきましては１１月に改めてご案内させていただきます。お忙しいところ恐縮ではありますが、ご参加いただきますようよろしくお願いします。 以上、その他議題（５）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（６）「一色地域文化広場及び資料館の指定管理業務の外部モニタリング結果について」、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題（６）「一色地域文化広場及び資料館の指定管理業務の外部モニタリング結果について」、ご説明申し上げます。 資料９ページをご覧ください。 はじめに、本議題に係る施設は文化財課、図書館、家庭児童支援課が所管する施設も含まれておりますが、生涯学習課で一括して報告させていただきます。 一色地域文化広場及び資料館については、令和４年度から株式会社エムアイシーグループを指定管理者として運営しています。その指定管理業務に対するモニタリングについては、市が行うモニタリングのほか、外部機関による外部モニタリングを実施し、結果を公表することが指定管理者基本協定書で明記されています。 令和４年度同様、令和５年度指定管理業務に関する外部モニタリングは、西尾市

	社会教育審議会特別部会の委員によって実施しました。 2 指定管理施設及び所管課については、資料のとおりです。 3 西尾市社会教育審議会特別部会委員名簿は、資料に示すとおり社会教育委員の4名を任命しています。 4 外部モニタリングの開催日時及び場所は、資料のとおりです。 5 外部モニタリング結果については、資料10ページの外部モニタリング判定書をご覧ください。 1 評価項目別評価には、各施設に対する所管課の評価が5つの評価項目とそれを踏まえた施設全体に対する評価が記載してあります。特別部会では所管課の評価に対する評価を行い、施設ごとの評価はA+、Aが2つずつでした。 次に、2 総合評価については、特別部会としての評価はAでした。 特別部会の意見として「地元密着型事業を数多く展開しており、市の発展に貢献している」、「多岐に渡る事業の目標、内容、評価の一致を見る事業がどの課も多く、これからも大いに期待できる」がありました。 なお、5の評価基準に示すとおり、A評価は「市が求めている基準と比べて、概ね期待通りに管理運営が行われている。」となります。 以上、その他議題（6）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(7)「西尾市資料館企画展『西尾城跡一発掘調査40年のあゆみ』について」、説明をお願いします。
文化財課長	ただいま議題となりました、その他議題（7）「西尾市資料館企画展『西尾城跡一発掘調査40年のあゆみ』について」、ご説明申し上げます。 資料11ページ、その他議題（7）資料およびちらしをご覧ください。 西尾市では、令和6年7月6日（土）から9月29日（日）までの期間、企画展「西尾城跡一発掘調査40年のあゆみ」を資料館にて開催します。 西尾城跡では昭和59年の発掘調査以降、40年の間に16回、延べ1万平方メートルにもおよぶ調査が重ねられてきました。 これまでに調査した範囲は西尾城跡のごく一部ではありますが、その成果から在りし日の西尾城の姿が蘇りつつあります。本展では、昨年度行った西尾城大手門跡の調査に至るまでの成果を紹介します。 また、展示内容や西尾城主についてより親しみをもっていただけるよう、6人の西尾城主のイラストを作成しました。イラストは『マンガで読む 戦国の徳川武将列伝』など戦国武将を題材とした作品を多く手がけている西尾市出身の漫画家・すずき孔氏に作画いただきました。イラストは本展示初日の7月6日に会場で初公開し、合わせてこのイラストをあしらった「武将印」を同日より頒布しております。 関連行事として、令和5年度に岡崎城・拳母城・吉田城で行われた発掘調査成果のパネル展や学芸員による展示解説、西尾城の解説動画公開などををはじめ様々な催しを予定しております。皆様のお越しを心よりお待ちしております。 以上、その他議題（7）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、日程5を終わります。 教育委員会名義使用として、15件が提出されています。ご確認をお願いします。

平岡委員	20ページの、外国人児童母語スピーチコンテストは、今回が初めてですか。
学校教育課主幹	コンテストの開催自体は初めてではないと思われますが、後援申請は今回が初めてになります。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和6年8月8日木曜日 午前10時00分から、市役所51会議室で予定されています。ご予定いただきたいと思います。
教育長	これもちまして西尾市教育委員会7月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。